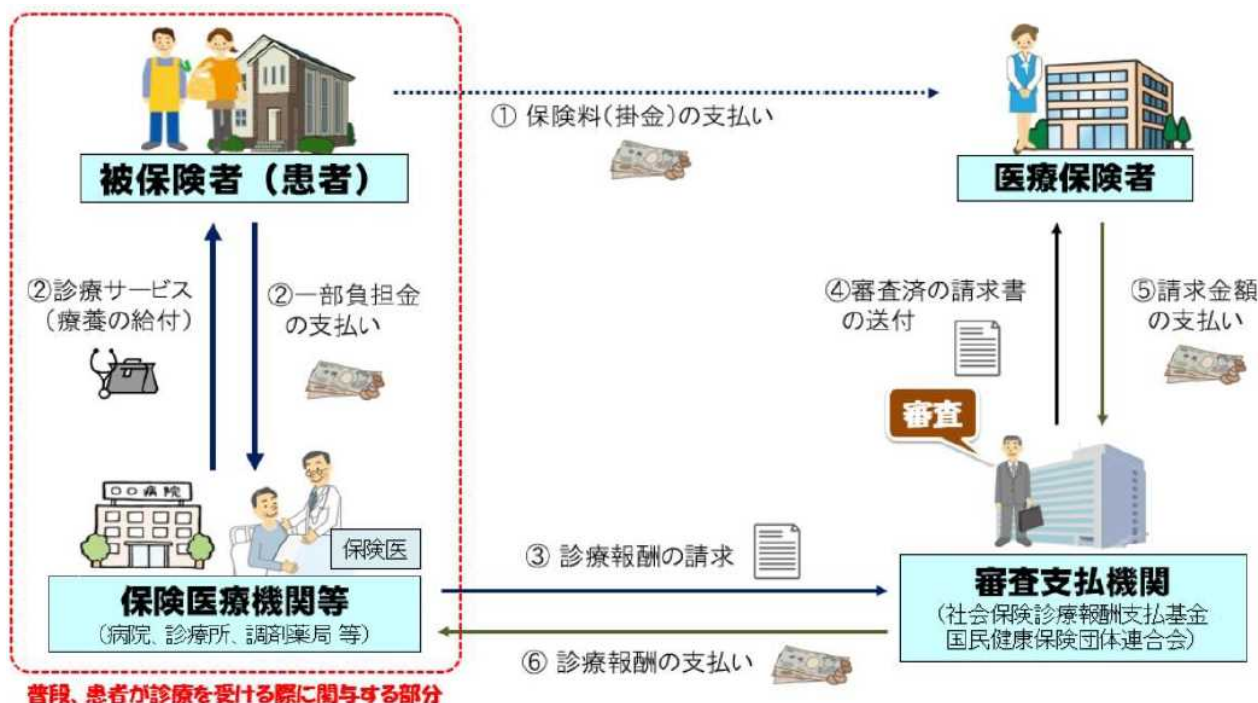


国民健康保険概要

1. 国民健康保険制度は、安心して、医療を受けることができる制度です。

- ・日本に住んでいるすべての人は、公的医療保険に加入しなければなりません。日本の公的医療保険には、大きく分けて会社などに勤める人が加入する「健康保険」と、それ以外の人加入する「国民健康保険」があります。
- ・国民健康保険制度は、医療費の負担を軽くするために、加入者がお金を出し合い、病気やけがをした時の医療費に充てる相互扶助を目的とした制度です。



※参考文献：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51604.html

「厚生労働省 在日外国人向け マイナ保険証のご案内」

(上のイラストの翻訳)

- ①被保険者(患者)が医療保険者(各市町役所)に保険料(税)を支払う
- ②保険医療機関など[保険医](病院、診療所など)が被保険者(患者)に診療サービス(療養の給付)を行う
- ②' 被保険者(患者)が保険医療機関などに診療サービスを受けた分の一部負担金を支払う
- ③保険医療機関などが審査支払機関(国民健康保険団体連合会など)に診療報酬の請求を行う
- ④審査支払機関が医療保険者に審査済の請求書を送付する
- ⑤医療保険者が審査支払機関に請求金額の支払いを行う
- ⑥審査支払機関が保険医療機関などに診療報酬の支払いを行う

2. お住まいの市町の国民健康保険担当課で、加入手続きをしてください。

(1) 国民健康保険加入の届出(14日以内)

- ・住民票が作成され、かつ3か月を超える在留資格を有し、他の公的医療保険に加入していない人は、国民健康保険に加入する必要があります。
- ・在留期間が3か月以下の人でも、3か月を超える在職証明書、または、在学証明書を提示すれば加入できます。
- ・離職などにより勤務先の健康保険から脱退した場合は、国民健康保険に加入する必要があります。
- ・マイナ保険証の利用登録をしている人も手続きが必要です。(詳しい内容は3を参照してください。)

(2) 国民健康保険脱退の届出(14日以内)

- ・帰国や他の市町への転出、勤務先の健康保険への加入、生活保護費の受給などの場合は、市町の国民健康保険担当課へ脱退の届出をしてください。

3. 保険診療を受けるときは、「マイナ保険証」又は「資格確認書」が必要です。

(1) マイナ保険証とは

- ・マイナンバーカードを取得している場合、マイナンバーカードの保険証利用を登録することで「マイナ保険証」として利用することができます。
- ・マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、加入時や負担割合の変更時には、「資格情報のお知らせ」が交付されます。

(2) 資格確認書とは

- ・マイナンバーカードを取得していない人、マイナンバーカードを取得しているが保険証利用登録をしていない人などには、「資格確認書」が交付されます。

(3) マイナ保険証又は資格確認書を紛失した場合

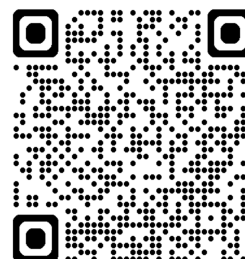
- ・マイナ保険証又は資格確認書を紛失した場合には、本人からの交付申請が必要です。必ずお住まいの市町の国民健康保険担当課へ連絡してください。

マイナンバー総合フリーダイヤル

TEL 0120-95-0178

詳しくは、下記の URL 又は 2 次元コードを参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



4. 国民健康保険に加入すると、次のような給付が受けられます。

(1)療養の給付

保険医療機関等の窓口でマイナ保険証又は資格確認書を提示すれば、次に掲げる医療費は3割の自己負担で、安心して治療が受けられます。なお、原則として、未就学児やお年寄りなどは自己負担割合が軽減されます。

⇒「給付・負担一覧表」A1

- ・病気やケガの治療
- ・治療に必要な薬や注射
- ・入院の費用

(2)高額療養費の支給

医療費が高額となった場合は、所得に応じて、申請により自己負担限度額を超えた分について、医療費の払い戻しを受けることができます。

⇒「給付・負担一覧表」A2

(3)出産育児一時金の支給

出産したときには、出産育児一時金が支給されます。

⇒「給付・負担一覧表」A3

(4)葬祭費の支給

死亡したときには、葬祭費が支給されます。

⇒「給付・負担一覧表」A4

5. 国民健康保険に加入すると、保険料(税)の支払い義務が生じます。

・国民健康保険の給付を受けるためには、保険料(税)を納める必要があります。うっかり納めるのを忘れたり、納めるのが面倒だからという理由で、滞納していると、国民健康保険の財源が確保できないばかりでなく、あなたが保険診療を受けられなくなる場合があります。

・保険料(税)はみなさんの健康を守る大切な財源です。決められた日までにきちんと納めてください。

◎特別な事情がないのに、1年以上、保険料(税)を納めない方は、保険医療機関の窓口で医療費の全額を支払う場合がありますので、ご注意ください。

保険料(税)の計算方法

医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分をそれぞれ、負担能力と受益に応じ、以下の方式に従って計算した合計額が保険料(税)となります。

⇒「給付・負担一覧表」B1

①応能割(負担能力に応じて変わります)

- ・所得割額 → 各世帯の前年の所得に応じて計算
- ・資産割額 → 各世帯の資産に応じて計算

②応益割(所得の低い方には、軽減措置があります) ⇒「給付・負担一覧表」B2

- ・被保険者均等割額 → 所得、年齢に関係なく、加入者数に応じて計算
- ・世帯別平等割額 → 世帯ごと均一に計算

(注) 保険料(税)の計算方法は、市町によって異なります。

詳しくは、お住まいの市町の国民健康保険担当課でお尋ねください。

6. 交通事故も国民健康保険がカバーします。

- ・交通事故など、第三者から傷害を受けた場合、国民健康保険で治療が受けられます。
- ・国民健康保険で負担した費用は、国民健康保険が被害者にかわり、加害者(第三者)に対して、請求します。

～交通事故で国民健康保険を使用する場合は届出をしてください～

7. 40歳以上の方は、年に一度、特定健康診査を受けてください。

- ・特定健康診査と特定保健指導は、みなさんの健康寿命を延ばし、増え続ける医療費を抑制することを目的に、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病の予防のために、平成20年度から実施されています。

特定健康診査の自己負担額 ⇒「給付・負担一覧表」B3

- ・特定健康診査の結果、生活習慣改善の必要がある方には、特定保健指導の案内が届きます。

8. 後期高齢者医療制度

- ・75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入します。
- ・後期高齢者医療制度の自己負担の割合は、所得などによって判定します。

9. このパンフレットは、国民健康保険の概要をお知らせするものです。

詳しくは、お住まいの市町の国民健康保険担当課でお尋ねください。

【連絡先】

市町名	
国民健康保険担当課名	
電話番号	

給付・負担一覧表(2025.10.1 現在)

A 給付

A1 自己負担の割合

区 分	割 合
6歳未満	2割
6歳以上70歳未満	3割
70歳以上75歳未満	2割 … 3割に該当しない者 3割 … 現役並み所得者(下記A2②参照)

A2 高額療養費の自己負担限度額(月額)

①70歳未満

区 分		国保世帯全体
上位 所得者	基礎控除後の総所得金額が 901万円を超える世帯	252,600円＋ (医療費－842,000円)×1%
	基礎控除後の総所得金額が 600万円を超え901万円以下の世帯	167,400円＋ (医療費－558,000円)×1%
一般	基礎控除後の総所得金額が 210万円を超え600万円以下の世帯	80,100円＋ (医療費－267,000円)×1%
	基礎控除後の総所得金額が 210万円以下の世帯	57,600円
低所得者	住民税非課税世帯	35,400円

②70歳以上75歳未満

区 分		個人単位 (外来のみ)	世帯単位(入院含む)
現役並み	課税所得 690万円以上	252,600円＋(医療費－842,000円)×1%	
	課税所得 380万円以上	167,400円＋(医療費－558,000円)×1%	
	課税所得 145万円以上	80,100円＋(医療費－267,000円)×1%	
一般	課税所得145万円未満	18,000円	57,600円
低所得者	Ⅱ市町村民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ市町村民税非課税世帯 ※1	8,000円	15,000円

※1 市町村民税非課税世帯のうち、所得が一定の基準に満たない世帯

A3 出産育児一時金の支給額

48万8千円

(産科医療補償制度に加入している医療機関での分娩は50万円)

A4 葬祭費の支給額

5万円

A5 交通事故などにあつたとき

交通事故など、第三者(加害者)の行為によりケガなどをして、健康保険(国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険など)で治療を受けた場合は、各保険者へ届け出てください。

B 負担

B1 保険料(税)の額

	①応能割		②応益割	
	所得割	資産割	被保険者均等割	世帯別平等割
医療保険分	%	%	円	円
後期高齢者支援分	%	%	円	円
介護保険分	%	%	円	円

※賦課限度額とは、保険料(税)負担額の上限をさし、一定所得以上の人は、それ以上に所得が高くなっても保険料(税)額は同額とする限度額です。

現在県内の上限は、109 万円(医療 66 万円・後期高齢者支援金分 26 万円・介護分 17 万円)

B2 軽減の割合

○低所得者に対する軽減制度

軽減割合	軽減基準
7割軽減	総所得金額(世帯主+被保険者) ≤ 43万円※
5割軽減	総所得金額(世帯主+被保険者) ≤ 43万円※ + 30万5千円 × 被保険者数
2割軽減	総所得金額(世帯主+被保険者) ≤ 43万円※ + 56万円 × 被保険者数

※ 給与・年金所得者の数が2以上の場合は、43 万円 + 10 万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)

○未就学児に対する軽減制度

6歳以下の未就学児がいる場合、未就学児の均等割額が5割軽減

○非自発的失業者に対する軽減制度

勤め先の都合(解雇・倒産など)により離職した64歳以下の方は、離職日の翌日の属する月から翌年度末まで、該当する人の給与所得を7割軽減

○産前産後期間に対する軽減制度

出産予定月(又は出産月)の産前産後期間(単胎4か月分・多胎6か月)の出産被保険者に係る所得割額と均等割額が免除

B3 特定健康診査の自己負担額

	円
--	---